

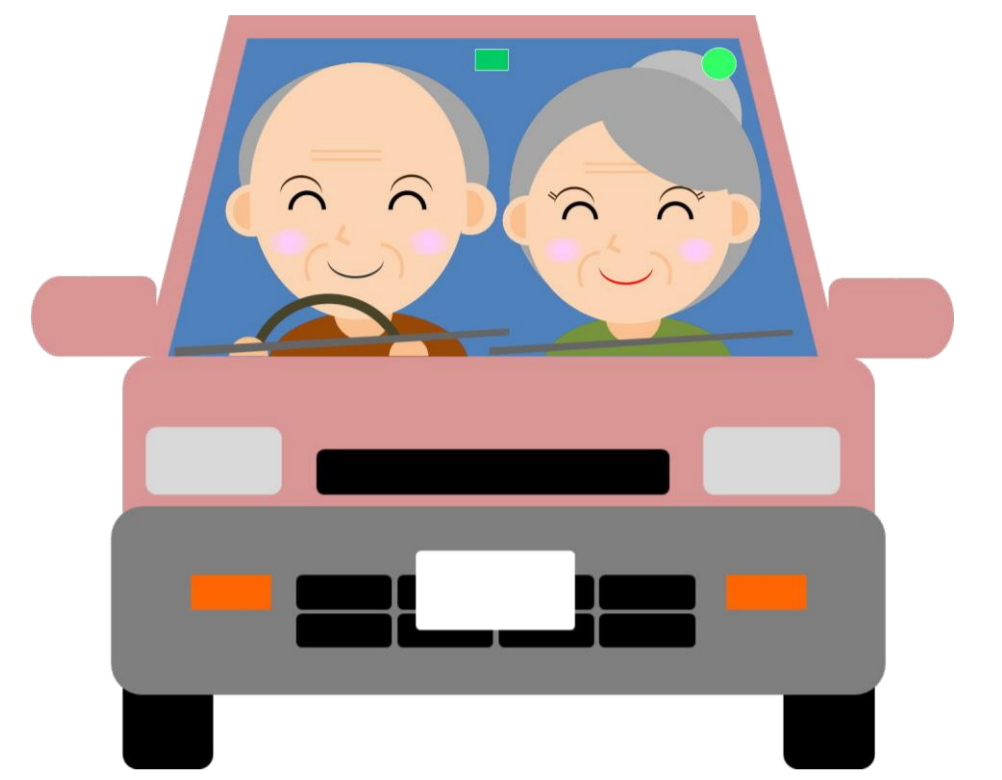
平成29年 3月12日から 道路交通法が変わります

# 高齢者(75歳以上)の運転免許更新



## 1. 運転免許を更新(3年更新)するとき

これまでも、免許更新の前に「認知機能検査」がありました。  
この検査で「**認知症のおそれ**」があると判定された人は、  
交通違反の有無に関わらず、**医師の診断書の提出**が求められます。



75歳未満

75歳以上

### 更新時の認知機能検査

認知機能  
低下の  
おそれ無し

認知機能  
低下の  
おそれ

認知症  
の  
おそれ

高齢者講習  
・実車指導  
計2時間  
※手数料 4650円

高齢者講習  
・実車指導 ・個別指導  
計3時間  
※手数料 7550円

臨時  
適性検査  
(医師の診断)  
診断書の提出



「認知症」の診断には、検査内容により1~2か月がかかります。  
更新手続きは、半年前から可能です。早めの更新準備を！

「認知症」の  
診断で状況により  
免許取り消し  
対象

## 2. 75歳以上のドライバーが一定の違反行為をしたとき

75歳以上のドライバーが認知機能が低下したときに  
起こしやすい違反行為をしたときは、免許の更新を待たずに  
「**臨時認知機能検査**」を受けなければなりません。

【一定の違反行為】

- ・信号無視 ・一時不停止 ・通行区分違反(右折レーンで直進した)など

### 臨時 認知機能検査

認知機能  
低下の  
おそれ

認知症  
の  
おそれ

臨時 高齢者講習  
・実車指導 ・個別指導  
計2時間  
※手数料 5650円

臨時  
適性検査  
(医師の診断)  
診断書の提出